

令和6年度 第2回東御市人権尊重のまちづくり審議会次第

日 時 令和6年11月14日(木)
午後1時30分～
場 所 東部人権啓発センター
3階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議事項

- (1) 「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」(12月7日(土)開催)について
- (2) 人権と暮らしについての意識調査及び実態調査の経過報告について

4 その他

5 閉 会

※次回の審議会日程・・・2月下旬から3月上旬を予定

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員・幹事名簿（任期:R5.4.1～R7.3.31）

○審議会委員(14名)

氏 名	現 職 名	備 考
富岡 茂樹	人権同和教育指導委員会長	会長
三縄 雅枝	女性団体連絡協議会理事	会長職務代理
荻原 輝久	人権擁護委員	
斉藤 哲	市議会議員	
高橋 和美	北御牧中学校長	
西藤 千代子	部落解放同盟東御市協議会長	
鳴澤 恵美子	部落解放同盟東御市協議会書記長	
北澤 博貴	企業人権同和教育連絡協議会長	
大谷 美知子	民生・児童委員協議会 和地区民生児童委員協議会長	
高見沢 心	身体障害者福祉協会会計 兼 総務部長	
唐澤 光章	シニアクラブ連合会長	
柳沢 久美香	市PTA連合会会長 東部中学校PTA会長	
原澤 利明	公民館長	
山口 千春	教育長	

○審議会幹事(12名)

氏 名	現 職 名	備 考
小松 信子	市民生活部長	
寺田 嘉彦	健康福祉部長	
深井 芳信	教育委員会教育次長 兼 教育部長	
井上 祐一	企画振興部長	
柳橋 智	企画振興部 地域づくり支援課長	
中村 昌彦	市民生活部 生活環境課長	
正村 宣広	市民生活部 人権同和政策課長	
小林 裕次	健康福祉部 子ども家庭支援課長	
掛川 一郎	健康福祉部 福祉課長	
武井 淳一	健康福祉部 健康推進課長	
土屋 岳史	教育委員会 教育課長	
春原 和美	教育委員会 保育課長	

○審議会庶務(4名)

氏 名	現 職 名	備 考
池田 恵子	人権同和政策課 人権同和政策係長 教育課 学校人権同和教育係長	
小山 博志	人権同和政策課 人権同和政策係主査 教育課 学校人権同和教育係主査	
堀口 さやか	人権同和政策課 人権同和政策係主事 兼 男女共同参画係主事 教育課 学校人権同和教育係主事	
岡澤 健一	人権同和政策課 人権同和政策係人権同和教育指導員 教育課 学校人権同和教育係指導主事	

(1)「令和6年度 東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」について

ア 実施要領について (P 4 参照)

イ 講演会講師について (P 5 参照)

ウ 当日の仕事内容・役割分担について

受付係・司会進行・開、閉会の言葉・館内誘導係・駐車場係

※西藤委員は事務局スタッフとして出役

※幹事の市民生活部長・人権同和政策課長・教育課長は除く

(敬称略)

担当係	令和6年度		令和5年度(参考)	
受付係	鳴沢委員 (市協議会)	北澤委員 (企業人権協議会)	鳴沢委員 (市協議会)	高岡委員 (企業人権協議会)
	大谷委員 (民生児童委員)	高見沢委員 (身障者福祉協会)	大谷委員 (民生児童委員)	高見沢委員 (身障者福祉協会)
	★小林裕幹事 (子育て支援課長)	荻原委員 (人権擁護委員会)	★小林裕幹事 (子育て支援課長)	荻原委員 (人権擁護委員会)
司会進行	三縄会長代理(女団連)		三縄会長代理(女団連)	
開会の言葉 ・閉会の言葉	富岡会長(人権同和教育指導委員会)		富岡会長(人権同和教育指導委員会)	
謝辞(委員1名)	山口委員(教育長)		小山委員(教育長)	
館内誘導等	唐澤委員 (シニアクラブ)	原澤委員 (公民館長)	唐澤委員 (シニアクラブ)	原澤委員 (公民館長)
	斉藤委員 (市議会)	柳沢委員 (市PTA連合)	斉藤委員 (市議会)	依田委員 (市PTA連合)
	高橋委員 (市校長会)	★深井幹事 (教育部長)	高橋委員 (市校長会)	井上幹事 (地域づくり支援室長)
	井上幹事 (企画振興部長)	寺田幹事 (健康福祉部長)	★柳沢秀幹事 (教育部長)	井出幹事 (健康福祉部長)
	中村幹事 (生活環境長)			
駐車場係	★掛川幹事 (福祉課長)	武井幹事 (健康保健課長)	武井幹事 (健康保健課長)	中村幹事 (生活環境課長)
	柳橋幹事 (地域づくり支援課長)	春原幹事 (保育課長)	小林己幹事 (保育課長)	柳沢眞幹事 (生涯学習課長)
			★掛川幹事 (子ども家庭支援課長)	
後片付け	皆さん全員でお願いします。(審議会委員・幹事・事務局)			

★印・・・責任者

エ 当日のスケジュールについて

時 間	内 容
11 時 30 分	司会進行集合（進行リハーサル） 集合場所：3 階講堂前ロビー
12 時 00 分	講師到着・会場打合せ（機材設定確認等） 3 階講堂
12 時 20 分	審議会委員・幹事集合（全体打ち合わせ） 集合場所：3 階講堂前ロビー
12 時 30 分	受付資料準備（受付係・館内誘導係） ステージ打ち合わせ（司会進行係他）、駐車場係打ち合わせ
12 時 35 分	受賞者集合、表彰式リハーサル 受賞者リハ終了後、北御牧中学校リハーサル
リハーサル終了後	開場、受付開始（資料配布）（館内誘導）
13 時 00 分	オープニング（DVD 上映）
13 時 30 分～ 14 時 00 分	1 開 会 （1）あいさつ 市長あいさつ、議会議長あいさつ （2）人権啓発作品表彰、作文朗読 市長から受賞者へ、賞状および記念品の授与
	※ ステージ準備の間、 人権擁護委員活動の紹介、本人通知制度案内（市民課）
14 時 00 分～ 14 時 30 分	2 活動紹介 北御牧中学校「あけぼの祭」の紹介
14 時 30 分～ 16 時 30 分	※ 司会進行から講師紹介
	3 講 演 「ネット人権侵害と部落差別の現実 ～『寝た子』はネットで起こされる!?～」 講演者：川口 泰司 さん （（一社）山口県人権啓発センター事務局長）
	※ 質疑応答・謝辞
16 時 30 分	4 閉 会
	※ 終了後、全員で後片付け

オ 来年度の講演会講師について

【参考】

開催年度	テーマ
令和元年度	北朝鮮拉致問題
2年度	(中 止)
3年度	同和問題（部落差別）
4年度	インターネットと人権
5年度	子どもの人権
6年度	同和問題（部落差別）とインターネット (市政 20 周年記念事業)

～市政 20 周年記念事業～

令和6年度「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」実施要領

1 趣 旨

人権とは、誰もが生まれながらに持っている人間が人間らしく生きるための権利であり、人類の歴史の中で獲得された、最も重要な財産です。21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権が保障される社会の実現を目指して、市町村、県、国ひいては世界中において取り組みがなされています。

東御市においても、部落差別（同和問題）、子ども、女性、障がい者、高齢者及び外国人等の人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない、真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的として、「東御市人権尊重のまちづくり条例」が平成16年12月に制定され、平成18年2月に基本方針・基本計画が策定されました。その後、5年ごとに基本方針・基本計画の見直しを行ってきました。令和7年度には第4回の改定を行うことになっています。

また、その間の平成28年には、人権3法といわれる「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」が相次いで施行されました。このほか、令和5年にはLGBT理解増進法の施行、犯罪被害者等支援に対する気運の向上など、時代の変化とともに様々な人権課題が浮かび上がってきています。

そのような状況の中、現在、基本方針・基本計画に基づき、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃と人権の擁護を図るための取り組みを推進し、一層の人権意識の普及・高揚に努めています。

私たち一人ひとりの人権意識の向上が求められているなか、その認識をより一層高めるため、多くのみなさんの参加を得て、ここに市政20周年事業のひとつとして「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催します。

2 日 時 令和6年12月7日（土） 午後1時30分～午後4時30分（概ね3時間）

3 場 所 東御市中央公民館 3階 講堂

4 主 催 東御市・東御市教育委員会、東御市人権尊重のまちづくり審議会
上田・佐久地域人権啓発活動ネットワーク協議会

5 協 力 上田人権擁護委員協議会東御市支会 東御市企業人権同和教育連絡協議会

6 内 容

(1) 開 会 午後1時30分
あいさつ

人権啓発作品表彰、人権啓発最優秀作品（作文）朗読

(2) 活動紹介 午後2時00分
北御牧中学校「あけぼの祭」の紹介

(3) 講 演 午後2時30分
演 題「ネット人権侵害と部落差別の現実～『寝た子』はネットで起こされる！？～」
講 師：川口 泰司さん（一社）山口県人権啓発センター事務局長

(4) 閉 会 午後4時30分

7 その他

(1) 人権啓発作品の展示（作文、ポスター、標語） 11月23日（土）～12月10日（火） 2階ロビー

(2) パンフレット配布（次第・講師紹介・人権啓発作品紹介・人権啓発学習会紹介）

(3) 本人通知制度の案内と展示

(4) 人権擁護委員制度及び活動の紹介と展示

(5) 人権の花運動活動展示

(6) 小学校の人権啓発センター見学の感想展示

(7) 人権啓発事業展示（人権セミナー・人権啓発学習会等）

講師紹介（プロフィール）

■名 前：川口 泰司（かわぐち・やすし） 1978 年生まれ

■肩書き：一般社団法人 山口県人権啓発センター事務局長

■講演内容

2016 年 12 月、「部落差別解消推進法」が成立・施行されました。その背景には、インターネットやSNSを悪用した差別の悪化・深刻化があります。爆発的に拡散され続けるデマや偏見。「部落地名総鑑」がネット上に公開され、部落と部落出身者を「暴き」「晒し」続ける差別扇動が起きています。

もう、「寝た子」を起こすな論は通用しない。無知・無理解・無関心な人ほど、デマ・偏見を鵜呑みにし、差別情報を見ず知らず拡散しています。全国水平社創立から 100 年を迎えた今、差別の現実とネット対策、差別禁止法、人権教育・人権研修のあり方などについて考えます。

■プロフィール

1978 年愛媛県宇和島市の被差別部落に生まれる。中学時代、同和教育に本気で取り組む教員との出会いから解放運動に取り組むようになる。大阪の大学を卒業後、(社) 部落解放・人権研究所、(社) 大阪市新大阪人権協会を経て、2005 年より山口県人権啓発センター事務局長として、全国各地での講演会や出版、新聞やテレビ・ラジオ、AbemaTV などにも出演し、メディアでも部落問題について積極的に発信しています。

2023 年 11 月にNNNドキュメントで放送された川口さん主演のドキュメンタリー番組『いろめがね一部落と差別』は「2023 年日本民間放送連盟賞 テレビ報道部門大賞」、「2023 年 11 月ギャラクシー賞」などを受賞。

■主な著書・共著など

『寝た子はネットで起こされる！？』（公益社団法人福岡県人権研究所、2023 年 6 月）

『ネット人権侵害と部落差別の現実』（共著、部落解放・人権研究所、2022 年 5 月）

『テクノロジーと差別』（共著、解放出版社、2022 年 2 月）

『ネットと差別扇動ーフェイク／ヘイト／部落差別』（共著、解放出版社、2019 年 10 月）

『ネット時代の部落差別～差別扇動とネット対策』（公益社団法人福岡県人権研究所、2019 年）

『ハートで挑戦、自己解放への道！』（単著、解放出版社、2006 年）など

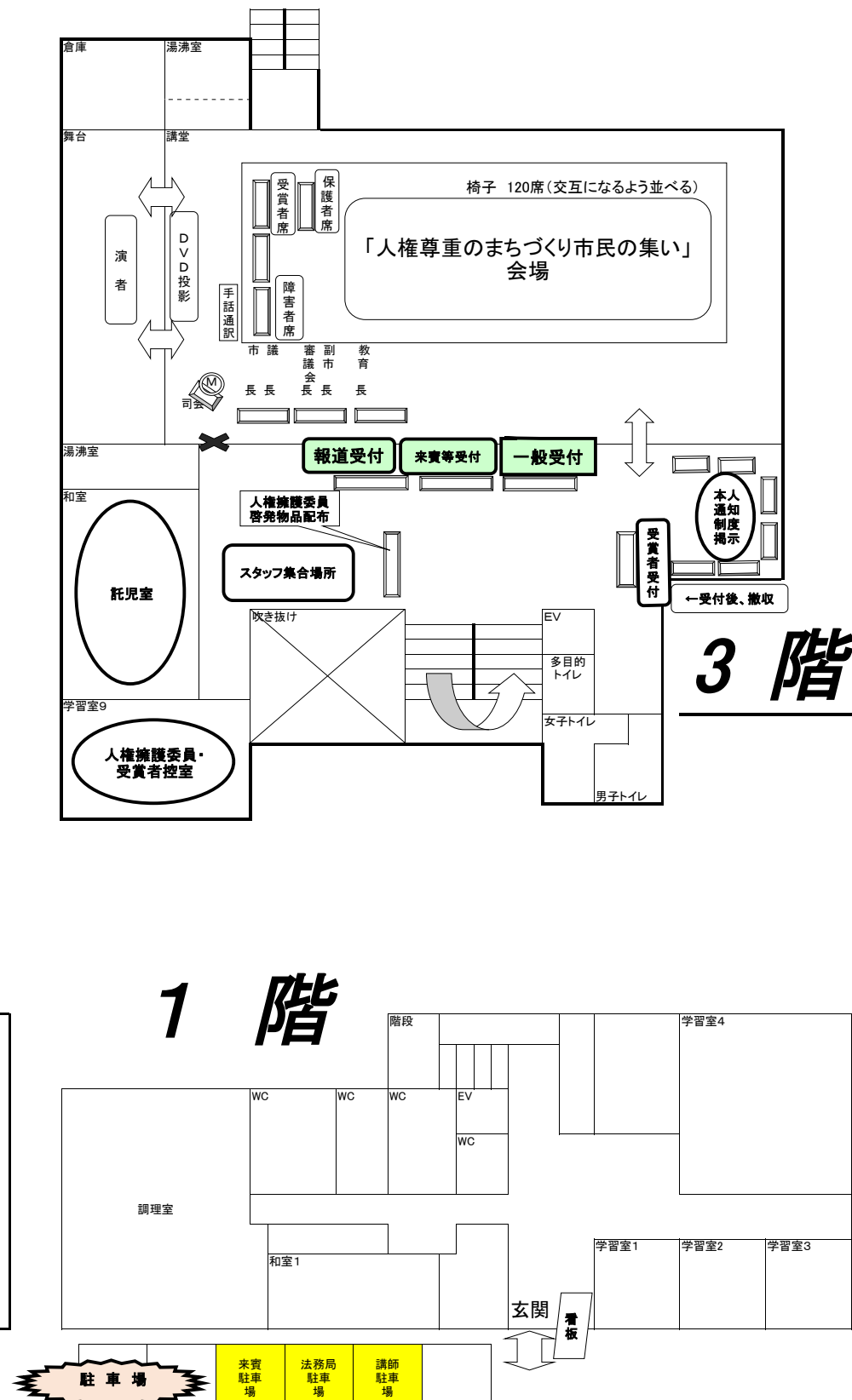
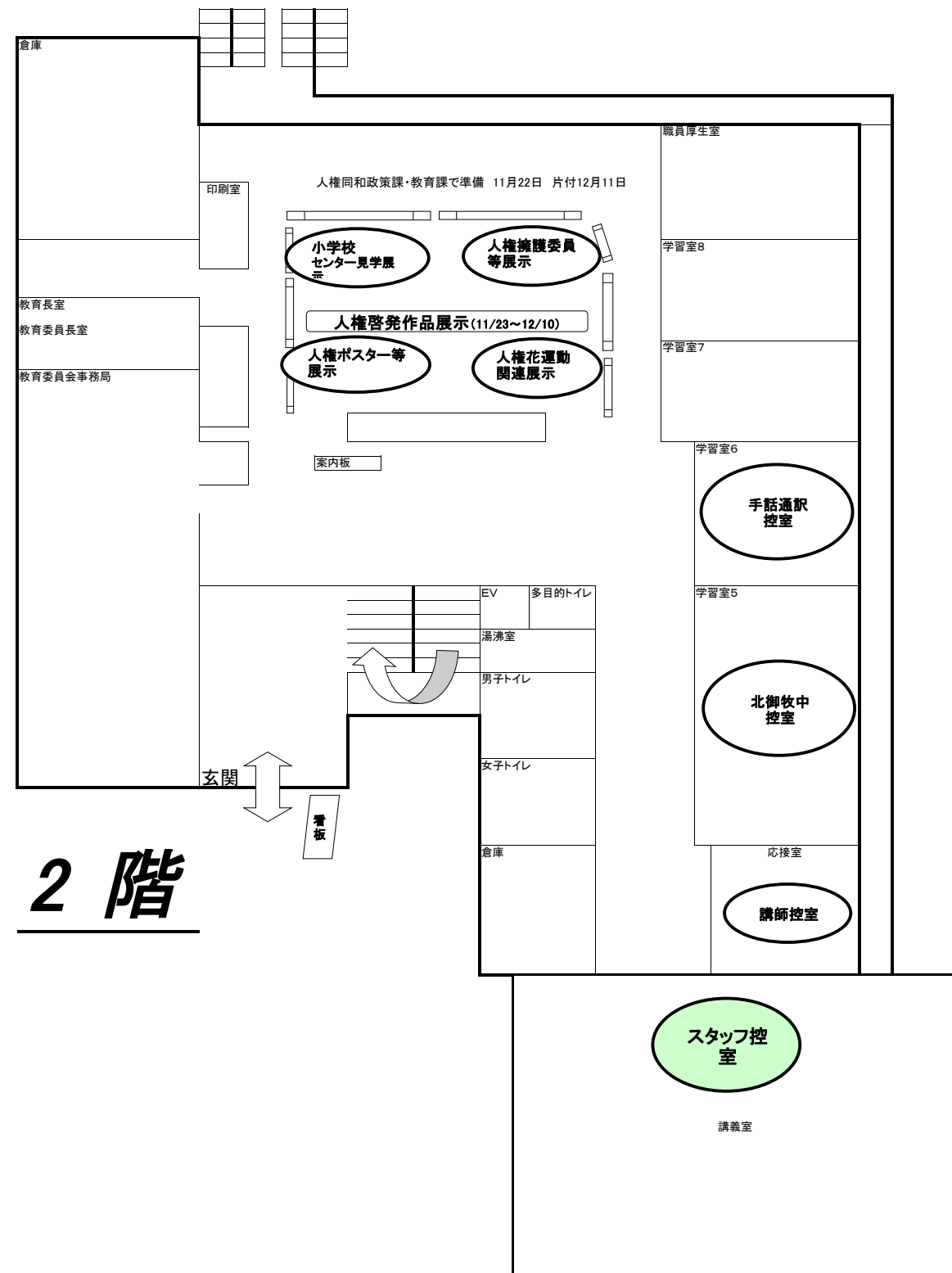
■視聴覚教材（啓発ビデオ・DVD）

『ネット差別と闘う 川口泰司』（DVD「部落の心を伝えたい 第 32 巻」、2019 年）など

■テレビ・ラジオ、メディア出演も多数



R6 人権尊重のまちづくり市民の集い会場配置図)(案) (東御市中央公民館 平面図)



（２）人権と暮らしの意識調査及び部落差別に関わる意識調査について

ア 人権と暮らしの意識調査について

（ア）目的

平成16年12月に制定された「東御市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、今後の人権施策に生かすため、人権と暮らしについての意識調査を行う。（前回令和２年度実施）

この意識調査の結果を元に、令和７年度中に人権施策の基本方針・基本計画の見直しを行う。

（イ）調査内容

- ・人権に対する意識の変化を前回調査と比較するほか、新たな人権課題における意識について調査を行った。（全４２項目）

（新たに加えた項目 インターネット上の人権・性的マイノリティに関する人権）

- ・対象者は市内在住の２０歳以上の全市民から各世代均等になるよう２,０００名を抽出した。

（ウ）実施期間 令和６年９月４日～９月２４日

（エ）調査方法 郵送及び電子申請による回答

（オ）進捗状況 回答状況：２,０００人に送付した結果、５６５人から回答。回答率は２８.２５％

（内訳 郵送…４５１人 電子申請…１１４人）

（前回２,０００人に送付し、７１９人回答。回答率３５.９５％）

（カ）今後の予定について

人権同和教育指導員による考察を実施し、年度内の報告書作成完了を予定。

イ 生活実態調査及び意識調査について

（ア）目的

部落差別解消推進法が規定する地域の実情に応じた施策を推進するためと同和集会所・人権啓発センターの今後の在り方を検討するにあたり、主な利用者である当事者からの意識や意見を参考にするために部落差別に関する意識調査を実施する。

また、「東御市人権施策の基本方針・基本計画」の見直しの参考資料とし、今後の人権同和施策に生かすための調査とする。

（イ）調査内容

- ・当事者の生活実態を改めて把握するための生活実態調査（８項目）

・意識調査（44 項目）

人権同和教育・啓発について、人権啓発センター・同和集会所について、
相談事業について、部落差別（人権侵害）について等

・対象者は、部落差別の当事者団体である部落解放同盟東御市協議会の 20 歳以上の
会員等

（ウ）実施期間 令和 6 年 11 月 1 日～11 月 15 日

（エ）調査方法 人権啓発センターの相談員（生活相談員）を調査員とし、調査表の配布・
回収を行う。

（オ）進捗状況 現在、調査中

（カ）今後の予定について

人権同和教育指導員を中心に担当係で考察を実施し、年度内の報告書作成完了を予定。

○東御市人権尊重のまちづくり条例

平成16年12月28日

条例第185号

改正 令和3年3月30日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他の差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題を解決するため、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての取組みを推進する施策の基本となる事項を定め、もって差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、人権意識の向上に努めるとともに、市が行う人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 教育啓発その他の人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 相談に的確に応ずるための体制に関すること。

(4) 部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての課題ごとの施策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりのために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、次条第1項の規定により設置される東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更等について準用する。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第5条 基本方針その他人権施策について調査審議し、及び推進するため、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例（平成16年東御市条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

○東御市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成16年12月28日

規則第107号

改正 平成21年3月31日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市人権尊重のまちづくり条例（平成16年東御市条例第185号）第5条第6項の規定により、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第4条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(守秘義務)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部人権同和政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。